

議案第53号

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する
条例の一部改正について

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、指定管理者制度を導入して愛西市市江地区コミュニティセンターを管理するため、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第244条の2第1項」を「第244条の2」に改める。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第9条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、コミュニティセンターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- （1） 第4条第1項の規定により、コミュニティセンターの使用を許可すること。
- （2） 第4条第2項の規定により、同条第1項の許可に条件を付けること。
- （3） 第4条第3項の規定により、同条第1項の許可をせず、又は取り消すこと。
- （4） 第6条の規定により、コミュニティセンターの使用に係る指示をすること。
- （5） コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- （6） その他市長が必要と認めること。

2 指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、コミュニティセンターを適正に市民の使用に供しなければならない。

（利用料金）

第10条 市長は、指定管理者に当該施設の利用に係る料金（以下「利用料

- 金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の場合においては、当該施設の利用について第4条第1項の許可を受けたものは、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第7条の規定は、適用しない。
 - 3 第7条第1項ただし書及び第2項の規定は利用料金について準用する。
 - 4 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を基準額とし、当該基準額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
 - 5 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を得なければならない。また、その額を変更しようとするときも、同様とする。
 - 6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者による管理に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日から改正後の愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第1項の規定により指定管理者が管理を行うこととされる日の前日までの間に、新条例第4条の規定によりなされたコミュニティセンターの使用に係る許可その他の行為は、新条例第9条の規定によりなされたものとみなす。